

蓄電池の国内生産基盤確保のための
先端生産技術導入・開発促進事業費補助金
(二次公募)

公募要領

【応募方法】

本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。
jGrantsでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対する事務局からの通知は、原則として当該申請システムで通知等を行います。jGrantsを利用するには、「gBizID プライム」の取得が必要です。

jGrants 操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

【受付期間】

2022年（令和4年）8月24日（水）～同年10月7日（金）正午まで

※上記期間までにjGrantsで申請を実施してください。

※「gBizID プライム」の取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備してください。

※本公募要領は、jGrantsのホームページからダウンロードできます。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006rx7LEAQ>（jGrantsへのリンク）

令和4年8月

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局

目 次

1. 補助事業の目的・対象等について	2
(1) 目的	2
(2) 補助対象事業	2
(3) 補助要件	2
(5) 補助対象経費	5
(6) 事業実施期間	6
(7) 事業実施体制（共同申請について）	7
(8) 事前着手申請	7
2. 補助対象に関わる補足事項	7
3. 補助事業者の要件・義務等	9
(1) 補助事業者の要件	9
(2) 補助事業者の義務	10
4. その他（留意事項等）	11
5. 応募申請書類の提出について	12
(1) 受付期間	12
(2) 提出方法	12
(3) 事前相談、問い合わせ先	12
(4) 事務局のウェブサイト	12
(5) 提出書類について	13
6. 採択の審査及び結果通知について	14
(1) 採択時の主な審査内容	14
(2) ヒアリング実施の可能性	15
(3) 採否の通知等	15
(4) 公募のスケジュール	16
(5) その他	16
応募申請様式	17
本補助事業全体の流れ（概要）	48
お問い合わせ先	49
修正履歴	50

1. 補助事業の目的・対象等について

(1) 目的

本補助金は、国内投資促進基金を活用して、蓄電池・材料・部材の国内生産基盤やリサイクル拠点を確保し、こうした生産基盤等を活かした研究開発を強化することで、我が国における蓄電池のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的とします。

運営にあたっては、一般社団法人環境パートナーシップ会議（以下、「EPC」という）が基金管理を行い、株式会社野村総合研究所（以下、NRI）が事務局業務を行います。

(2) 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（補助対象事業）は、以下の「分類A」、「分類B」、「分類C」に該当する事業とします。

◆分類A（蓄電池）

車載用（駆動用）蓄電池（乗用自動車用および軽自動車/重量車用）、定置用蓄電池に関して、先端的なリチウムイオン電池の国内生産基盤を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業

◆分類B（材料・部材）

先端的なリチウムイオン電池の材料・部材に関して、国内生産基盤を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業

◆分類C（リサイクル）

廃棄される車載用（駆動用）・定置用リチウムイオン電池又はその処理物、工程端材等からリチウムイオン電池材料へとリサイクルする工程に関して、国内のリサイクル拠点を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業

なお、研究開発投資を伴わない設備投資のみの申請の場合は、補助の対象とはなりません。必ず、「設備投資」と「研究開発投資」のセットでの申請が必要となります。

(3) 補助要件

補助対象事業の分類毎の補助要件は、それぞれ以下の「要件A」、「要件B」、「要件C」に掲げる要件をすべて満たすものとします。

<要件A（蓄電池）>

「乗用自動車（軽自動車を除く）用」および「軽自動車/重量車用」の車載用（駆動用）蓄電池、および定置用蓄電池に関して、以下の要件を満たすこと。

	車載用（駆動用）蓄電池		定置用蓄電池
	乗用自動車用 （軽自動車を除く）	軽自動車/重量車用	
1) 技術先進要件			
技術要件	下記の（１）又は（２）のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	下記の（１）～（３）のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	下記の（１）～（３）のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること
（１）	生産する蓄電池セルの形状に応じて、以下の要件を満たすこと A) 蓄電池セルの外装が角型の缶又はラミネートのパウチであるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が500Wh/L 以上であること ・正極のニッケル比率が5 割を超えるものであること B) 蓄電池セルの外装が円筒形の缶であるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が650Wh/L 以上であること ・外装缶の外寸が、直径21mm、高さ 70mm よりも大型のものであること （直径・高さのいずれも超える必要がある）		
（２）	蓄電池の内部構造が、一般的に普及している蓄電池の構造とは大きく異なるものであり、将来に渡って、電動車の駆動用蓄電池として利用することが期待できる技術的優位性を有するもの	蓄電池の内部構造が、一般的に普及している蓄電池の構造とは大きく異なるものであり、将来に渡って、定置用蓄電池として利用することが期待できる技術的優位性を有するもの	
（３）	—	上記以外の蓄電池であって、既に一般的に広く流通している類似の蓄電池と比較して、エネルギー密度、充放電特性、安全性、寿命等のいずれかの性能において、最先端であるもの ※蓄電池の内部構造及び正極材等の組成が類似しているもので比較する	
生産性要件	導入する生産技術が以下の要件を満たすこと ・蓄電池/材料・部材の生産性が従来よりも向上していること ※生産性の定義は、「償却費＋直接労務費＋エネルギーコスト」に対する生産物の割合 ※コスト計算については、試算で可 ※比較すべき既存の生産ラインがない場合、設備の最先端性を説明することで代替可		
2) 投資規模要件			
	投資する設備について、1ライン当たりの生産能力が1 GWh/年以上であること	投資規模（生産能力）が200MWh/年以上であること	
3) 設備の転用可能性			
新技術対応	・設備投資完了後の技術トレンドの変化にも対応できるものであること ・設備投資完了後、運転期間中においても、研究開発・デジタル投資等により補助対象設備に関するイノベーション・生産性向上に向けた取組を継続すること		
定置用への転用	軽微な設備変更又は運転条件の変更により、定置用蓄電池の生産にも転用可能な構造の生産設備とすること	なし	

<要件B（材料・部材）>

先端的なりチウムイオン電池の材料・部材に関して、以下の要件を満たすこと。

1) 技術先進要件	
技術要件	「要件A」の技術要件（1）～（3）に該当する蓄電池に使用される材料・部材の生産が可能な設備投資であること（注）
生産性要件	導入する生産技術が以下の要件を満たすこと ・蓄電池/材料・部材の生産性が従来よりも向上していること ※生産性の定義は、「償却費+直接労務費+エネルギーコスト」に対する生産物の割合 ※コスト計算については、試算で可 ※比較すべき既存の生産ラインがない場合、設備の最先端性を説明することで代替可
2) 投資規模要件	
	投資規模（生産能力）が蓄電池 1GWh/年相当以上であること
3) 設備の転用可能性	
新技術対応	・設備投資完了後の技術トレンドの変化にも対応できるものであること ・設備投資完了後、運転期間中においても、研究開発・デジタル投資等により補助対象設備に関するイノベーション・生産性向上に向けた取組を継続すること

（注）生産する材料・部材に関わる蓄電池用途の専用性について

原則として、蓄電池専用（※1）用途の材料・部材以外のものも生産可能な設備投資となる場合等には、事後報告の期間内（5年間）において、「営業期間」のうち概ね1/2以上が「要件A」の技術要件（1）～（3）に該当する蓄電池専用用途の材料・部材の生産（生産準備含む）に供されることの見込みを申請時に示す（※2）こと、かつその実績を事後報告時に示す（※3）必要があります。

※1 化学組成、純度、性能等が蓄電池専用であると言えるかどうかで判断します。ラベルで「専用」と表示している等の形式的区別があったとしても、汎用材料・部材は「専用」とはみなしません。

※2 蓄電池専用の素材・部材以外も生産可能な設備投資が必要であることの合理的な理由を提示していただく必要があります。

※3 事後報告の期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1/2以上が「要件A」の技術要件（1）～（3）に該当する蓄電池専用品の生産に使用されている実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。

<要件C（リサイクル）>

廃棄されるリチウムイオン電池又はその処理物からリチウムイオン電池材料へとリサイクルする工程に関して、以下の要件を満たすこと。

1) 技術先進要件	
技術要件	廃棄される車載用（駆動用）・定置用リチウムイオン電池又はその処理物、工程端材等からリチウムイオン電池材料へとリサイクルする工程を含む投資であること※
生産性要件	なし
2) 投資規模要件	
	廃電池（パック）換算での処理量が1,000トン/年以上であること
3) 設備の転用可能性	
新技術対応	・設備投資完了後の技術トレンドの変化にも対応できるものであること ・設備投資完了後、運転期間中においても、研究開発・デジタル投資等により補助対象設備に関するイノベーション・生産性向上に向けた取組を継続すること

※廃棄されるリチウムイオン電池を処理する工程を含む場合には、車載用（駆動用）・定置用リチウムイオン電池を処理出来る工程である必要があります。

(4) 補助金交付申請額、補助率及び限度額等について

設備投資および研究開発投資のそれぞれにおける補助金交付申請額、補助率及び限度額、上限額は以下のとおりです。

	設備投資	研究開発投資
補助率	補助対象経費(A) 150億円まで : 補助率 1/3 150億円超の部分: 補助率 1/4	補助対象経費(B) 補助率 1/2
事業全体の補助金上限額	「設備投資の補助対象経費(A) × 1/2」 (C)	
補助金交付申請額、及び補助上限	「(A) × 上記補助率」 (D) ただし、上限は 150 億円	「(B) × 1/2」 と 「(C) - (D)」 の低い方

※ 補助金額については、審査の結果、申請した金額を下回る可能性があります。

(5) 補助対象経費

設備投資と研究開発投資では、補助対象となる項目に差異があります。

<設備投資>

分類A～Cのそれぞれにおいて、下記の設備投資に要する費用として、投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）、併せて実施する附帯工事費等が対象となります。

- ・建物取得費 ※1
- ・設備費 ※2
- ・システム購入費 ※3

※1 建物取得費は、本補助金事業で導入する設備・機械装置の稼働に必要な建物部分に対してのみ、補助対象とします。

※2 設備取得においてリースする場合、リース会社が購入した設備・機械装置を補助対象とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は補助対象とはなりません。なお、建物取得でのリースにかかる費用も対象外となります。

※3 システム購入費には、本補助金事業で導入する設備・機械装置を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに係る費用が該当します。

<研究開発投資>

分類A～Cのそれぞれにおいて、概ね5年程度以内を目的に実用化を目指し実施する、以下の研究開発投資に関する費用のうち、採択審査・採択決定を経て、交付決定を受けた際の研究開発に要する費用が補助対象となります。

- ・設備投資補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- ・設備投資補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料）に関する研究開発投資
- ・設備投資補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術・次世代製品のための研究開発投資

また上記の研究開発投資に対して、次の費用を対象とします。

- ①研究開発投資のための機械装置費等（機械装置等製作・購入費、土木・建設工事費、保守・改造修理費）※
- ②研究開発投資のための労務費（研究員費・補助員費）
- ③研究開発投資のためのその他経費（システム購入費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費）
- ④研究開発投資のための委託費・共同研究費

（※）①には、以下費用は含まない。

- ・設備投資補助対象として導入した設備の保守・改造修理費
- ・研究開発目的で取得した機械装置等を設備投資補助対象として導入した量産設備に組み込むための土木・建築工事費

なお、採択審査の結果、研究開発に関する補助が認められず、設備投資に対する補助のみが行われる場合があります。この場合、研究開発部分の不採択決定以降は、研究開発に関する各種の手続きは原則免除となります。

（6）事業実施期間

補助事業の実施期間については、原則として、交付決定日以降の投資（発注）で、設備投資では2025年度（令和7年度）末まで、研究開発投資では2026年度（令和8年度）末までが補助対象となります。

なお、設備投資、研究開発投資ともに、令和3年度補正予算成立日（2021年（令和3年）12月20日）以前に投資公表している案件については、補助事業の対象外となります。

本公募で採択された場合、原則として2022年度（令和4年度）中に本補助金の交付申請を行い、交付決定後、補助事業に係る建物・設備に係る発注等、速やかに事業に着手し、補助事業の実施期間内に事業完了（検収および支払いの完了）しなければなりません。

	設備投資	研究開発投資
開始時期	原則として（注1） 交付決定日以降	交付決定日以降
終了時期	原則として（注2） 2025年度（令和7年度）末	2026年度（令和8年度）末

（注1）事前着手承認について

交付決定日以前の投資（発注）であっても2021年（令和3年）12月21日以降の投資（発注）分については、事業への応募時に事前着手承認申請書を提出し、事業採択された場合には補助対象となります。

（注2）設備投資に関わる終了時期の延長について

特段の事情があり、2025年度（令和7年度）末に設備投資を完了することができないことが見込まれる場合には、申請時に理由書および遅くとも交付決定後1年以内に着工する旨の誓約書の提出をいただくことを条件に、事業完了期限を2026年度（令和8年度）末まで延長することを認める場合があります。

(7) 事業実施体制（共同申請について）

共同申請は可能であり、次のような場合が想定されます。

（共同申請が想定される例）

- ・ 事業実施に際して、設備投資、研究開発投資を複数会社で役割分担する場合
- ・ 設備取得においてリース会社を利用する場合

ただし、案件の形態によっては、本来2件の投資案件と考えられる場合があることから、必要に応じて、事務局にご相談ください。

(8) 事前着手申請

本来は、補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則ですが、本事業では、事前着手を承認された場合、令和3年度補正予算成立の翌日（2021年（令和3年）12月21日）以降発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。

申請方法

事前着手を申請される事業者は、応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書類（様式第10）を提出してください。

留意事項

「経済産業省補助事業事務処理マニュアル」に準じて実施しますので、次のURLも参照いただき、不明点は必ず事務局へ問い合わせてください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual.pdf

- ・ 事前着手の承認が得られた場合でも、事前着手承認通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」以前に実施した発注、購入、契約等に係る経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・ 補助金のルールに従った発注等の手続き（入札・三者見積など）が行われていないと補助対象経費となりませんのでご注意ください。

2. 補助対象に関わる補足事項

次に該当する経費については補助対象外となります。

<設備投資全般>

- ・ 設備の購入や導入等に関わる補助事業者の人件費
- ・ 既存の建物や設備・機械装置等の撤去費
- ・ （補助事業のために使用する）既存の設備・機械装置等の移設費
- ・ 予備品の購入費
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（例外は1.（8）参照）

- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
- ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・ 共同申請者間の設備機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費
- ・ 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 据付け又は固定して利用しない等、可搬性のある設備・器具・備品類
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

<研究開発投資全般>

- ・ 研究開発投資として購入した機械装置等以外の装置（設備投資補助対象として購入した設備や自己投資で購入した設備等）の保守・改造修理費
- ・ 研究開発目的で取得した機械装置等を設備投資補助対象として導入した量産設備に組み込むための土木・建築工事費/改造費
- ・ 研究開発に関係しない人件費・旅費などの費用
- ・ 法人全体で購入した事務用品などの消耗品のうち、研究に直接使用した部分を特定できないもの（台帳等で管理している場合や個別発注・管理している場合等は除く）
- ・ 事務スペース、共用スペースなど助成事業に直接使用しているとはいえないスペースに対応する光熱水料、借料等
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

3. 補助事業者の要件・義務等

(1) 補助事業者の要件

以下の要件をいずれも満たす事業者に限ります。

- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

なお、以降で示す不支給要件のいずれにも該当しないことも必要です。

不支給要件

- 1 次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適当であると事務局が認める場合。
 - イ 偽りその他不正の手段によって、適正化法第2条第1項に規定する補助金等及び適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。
 - ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。
 - ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。
- ニ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（へに掲げる場合を除く。）。
- へ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合。
- リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。
- ヌ 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合。

2 次のいずれかに該当する事業者

- イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(2) 補助事業者の義務

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金（令和3年度補正予算分）交付要綱、蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金実施要領及びその他の法令等の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、当該取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の全部又は一部を返納していただくこととなります。

- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、毎年度の終了後90日以内に補助事業に係る事業継続等状況について報告しなければなりません。ただし、事務局又は基金設置法人 EPC が必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができます。
- ⑧ 補助事業に関係する調査、その他事業成果の発表などに協力していただく場合があります。

4. その他（留意事項等）

- ① 今回の申請により提出された補助金申請額（補助率を含む）が交付決定額となるものではありません。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。
- ② **補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もあります。**

また、本補助金では概算払いの利用についても想定しています。補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が暫定的に支払われることもあります。
- ③ **今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。**

ただし、事前着手承認を受けた場合、前述のとおり、2021年（令和3年）12月21日以降に発注等が行われた設備投資経費は対象となります。
- ④ 国（特殊法人等を含む）が助成する他の制度との併用は原則認めておりませんが、福島県浜通り地域等12市町村（原子力災害による避難指示の出た地域）への立地をしていただく場合には、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金による建物・設備費用及び土地取得・造成費用を追加支援いたします。こちらの公募情報は詳細決まり次第HP等に掲載いたします。また、本補助金において採択された事業に対して、事務局に提出された公文書などを自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事務局に共有する可能性があります。
- なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局にご相談ください。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
- ⑥ 複数の分類（A～C）に跨がる補助事業の提案を想定する場合は、事前に事務局にご相談ください。
- ⑦ 本補助金に応募された全ての事業者に対して、補助金導入効果の分析等のための調査等に協力をお願いする場合があります。

5. 応募申請書類の提出について

(1) 受付期間

2022年（令和4年）8月24日（水）～2022年（令和4年）10月7日（金）正午まで
※上記期間に jGrants で申請を実施・完了してください。

(2) 提出方法

応募される事業者は、別紙申請様式を作成の上、上記期間に補助金申請システム「jGrants」にて、当該資料を提出してください。jGrants では、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則として当該申請システムで行います。

なお、jGrants を利用するには「gBizID プライム」の取得が必要ですので、ご準備ください。

※「gBizID プライム」の取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください。

(jGrants 操作方法) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

なお、設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）におかれましては、jGrants 使用時に必要な G ビズ ID の取得ができません。このため、代表申請者を決めていただき当該法人の法人番号等を用いて申請を行ってください。

(提出先) こちらの jGrants のホームページです。

**蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金
(二次公募)**

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006rx7LEAQ>

(注1) 受付期間以降の提出（修正、差替、追加を含む。）は受け付けられません。

(注2) 郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して提出してください。

(3) 事前相談、問い合わせ先

申請書作成にあたっての問い合わせや事前相談については、電子メールにて受け付けていますので、下記の事務局までご連絡ください。

事務局連絡先 meti-batt-koubo2@nri.co.jp

(4) 事務局のウェブサイト

本公募に関する情報は、事務局の下記ウェブサイトにも掲載しておりますが、公募要領や申請書様式等は、jGrants からダウンロードしてください。

URL : https://www.nri.com/jp/service/mcs/koubo/storage_battery_2022_2

(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。
- ② 応募に係る審査では、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、事業者へのヒアリングを予定しています。
また、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ③ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

「提出書類一覧表」

		補助事業分類	A	B	C
様式					
様式第 1	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業の応募について		◎	◎	◎
様式第 2	補助事業概要説明書		○	○	○
様式第 3－A	補助事業の詳細		◎		
様式第 3－B	補助事業の詳細			◎	
様式第 3－C	補助事業の詳細				◎
様式第 4－A B	国内サプライチェーン強靱化への寄与		◎	◎	
様式第 4－C	国内サプライチェーン強靱化への寄与				◎
様式第 5	事業戦略及び経済効果等に関する申請事項		◎	◎	◎
様式第 6	賃上げ及び取引適正化に関する取組		○	○	○
様式第 7	補助事業に関する設備のサイバーセキュリティに関する誓約書		○	○	○
様式第 8	蓄電池システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティに関する誓約書		○		
様式第 9	暴力団排除に関する誓約書		○	○	○
様式第 10	事前着手承認申請書		△	△	△
別添 1	投資内訳 (Excel)		○	○	○
別添 2	補助金算定 (Excel)		◎	◎	◎

◎：提出必須（共同申請の場合は補助事業で1つ作成）

○：提出必須（共同申請の場合は事業者ごとに作成）

△：提出任意（共同申請の場合は補助事業で1つ作成）

6. 採択の審査及び結果通知について

（1）採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。審査は提出書類に基づき書面審査にて行うことを基本としますが、補助事業者へのヒアリングの実施を予定しています。ただし、**応募件数が想定を超える場合等においては、ヒアリング対象を大規模な事業等に絞り込む形で実施する可能性があります。**

また、**提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、以下審査基準に関わらず、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。**

①基本的事項の審査

ア. 基本的要件

「1.（1）目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「1.（3）補助要件」に掲げる要件を満たしているか

イ. 適格性

- 「4. 補助事業者の義務等」に掲げる要件を満たしているか
- ウ. 補助事業の実施体制
 - 補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
- エ. 財務の健全性
 - 補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
- オ. 補助事業の実現性
 - 補助事業の投資計画等が妥当であるか。また、補助事業が企業規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか

②事業内容に関する審査

- ア. 技術の先進性
 - 補助事業により設置する国内生産基盤やリサイクル拠点が、技術的な先進性・優位性を持っているか
- イ. 生産性の向上
 - 補助事業により設置する国内生産基盤やリサイクル拠点の生産性（生産能力）が従来より向上しているか
- ウ. 設備の転用可能性
 - 設備投資完了後の技術トレンドの変化にも対応できるものであるか。イノベーション・生産性向上に向けた取組を継続できるか
- エ. 研究開発の先進性と実現性
 - 補助対象事業の生産性向上、品質向上、新技術開発等に資する研究開発か
- オ. 国内サプライチェーン強靱化への寄与
 - 日本の蓄電池のサプライチェーンの強靱化に貢献する投資であるか
- カ. 国内経済への寄与
 - 補助事業による地域経済への貢献、雇用創出効果、および日本の技術力強化への貢献が十分に期待できるか
- キ. 賃上げ及び取引適正化に関する取組
 - 大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があるか。また、サプライチェーン全体の付加価値向上等を図るため、「パートナーシップ構築宣言」を行っているか

(2) ヒアリング実施の可能性

提出頂いた書類だけの審査ではなく、電子メールもしくはオンライン方式にて事業者へのヒアリングを実施する可能性があります。ヒアリングは、明らかな要件不適合や書類不備等がない事業者のみの実施を予定しています。ただし、応募件数が想定を超える場合等においては、ヒアリング対象を大規模な事業等に絞り込む可能性があります。

(3) 採否の通知等

審査結果（採択又は不採択）の決定後、事務局から速やかに jGrants にて通知します。また、補助要件を満たさない申請は、採択結果の最終公表を待たずに不採択の通知を行う場合があります。

採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きについても、jGrants で行っていただきます。

(4) 公募のスケジュール

2022年（令和4年）8月24日（水）	公募・受付開始
2022年（令和4年）10月7日（金）正午	公募締切
2022年（令和4年）10月中旬～	ヒアリングの実施
2022年（令和4年）～12月中旬※	採択先公表

※ 採択先決定日については、応募申請件数次第で前後する可能性があります。

(注) 原則として交付決定後、事業開始（契約・発注）が可能となります。

(5) その他

- ・ 本制度では、提出書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の詳細内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

公募の結果として、採択事業者名、事業実施場所、事業内容（補助事業により生産等を行う製品・部素材名）等について公表します。

さらに補助金交付額についても、一部公表する場合があります。

- ・ 本補助金に応募された全ての事業者に対して、補助金導入効果の分析等のための調査等に協力をお願いする場合があります。

応募申請様式

各様式において、申請する事業に必要な項目に記載漏れがあった場合は、審査の対象外として不採択となることがありますので、ご注意ください。なお、第三者委員会では添付資料も含めて総合的に審査を実施します。

- ※ 応募申請書様式は、補助金申請システム「jGrants」からダウンロードした「Word ファイル」「Excel ファイル」で作成していただき、申請する金額・人数等の数値や文言に書類内での不整合がないか確認した上で、ご提出ください。
- ※ 必要に応じて、各様式の記載内容を補足する資料を添付することができます。

◎：提出必須（共同申請の場合は補助事業で1つ作成）

○：提出任意（共同申請の場合は事業者ごとに作成）

△：提出任意（共同申請の場合は補助事業で1つ作成）

様式		補助事業分類		
		A	B	C
様式第1	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業の応募について	◎	◎	◎
様式第2	補助事業概要説明書	○	○	○
様式第3-A	補助事業の詳細	◎		
様式第3-B	補助事業の詳細		◎	
様式第3-C	補助事業の詳細			◎
様式第4-A B	国内サプライチェーン強靱化への寄与	◎	◎	
様式第4-C	国内サプライチェーン強靱化への寄与			◎
様式第5	事業戦略及び経済効果等に関する申請事項	◎	◎	◎
様式第6	賃上げ及び取引適正化に関する取組	○	○	○
様式第7	補助事業に関する設備のサイバーセキュリティに関する誓約書	○	○	○
様式第8	蓄電池システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティに関する誓約書	○		
様式第9	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○
様式第10	事前着手承認申請書	△	△	△
別添1	投資内訳 (Excel)	○	○	○
別添2	補助金算定 (Excel)	◎	◎	◎

※共同申請の場合は、代表申請者（申請を代表する事業者）が取りまとめて提出

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所
氏名 (法人の名称)
(代表者の役職・氏名)

共同申請者 住所
氏名 (法人の名称)
(代表者の役職・氏名)

(共同申請の場合は、上記項目を申請者ごとに続けて記載)

蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業の応募について

蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業について、当該補助事業に係る投資計画が不支給要件に該当しないことを確認の上、下記のとおり応募します。

記

1. 申請する事業分類(該当にチェック)

分類A(蓄電池)

車載用(駆動用)蓄電池(乗用自動車用および軽自動車/重量車用)、定置用蓄電池に関して、先端的なリチウムイオン電池の国内生産基盤を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業

分類B(材料・部材)

先端的なリチウムイオン電池の材料・部材に関して、国内生産基盤を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業

【生産する材料・部材の名称】 _____

分類C(リサイクル)

廃棄される車載用(駆動用)・定置用リチウムイオン電池又はその処理物、工程端材等からリチウムイオン電池材料へとリサイクルする工程に関して、国内のリサイクル拠点を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業

2. 補助事業の名称

3. 補助事業の概要（以下の内容が分かるよう全体で5行程度で記載）

- ・ 補助事業全体の目的、設備投資の概要、研究開発の概要

※別途、概要がわかる資料がある場合、上記回答の上、別添ファイルとしての提出も可能です。

4. 補助事業の開始及び完了予定日

- ・ 設備投資

開始予定日：20XX年XX月XX日

完了予定日：20XX年XX月XX日

- ・ 研究開発投資

開始予定日：20XX年XX月XX日

完了予定日：20XX年XX月XX日

5. 補助事業に要する経費 円

6. 補助対象経費 円

7. 補助金交付申請額 円

※5. 6. 7. は別添「補助金算定」（Excel）より転記。

8. 実施体制図（概要）

（記述内容）

本補助事業を円滑に遂行するための実施体制図。

- ・ 操業以降の実施体制ではなく、本補助事業の実施体制。
- ・ 設備投資、研究開発投資の体制を分けて記載も可。
- ・ 組織の構造や役割分担を図示し、組織長やリーダーなど主要メンバーの氏名・役割なども記載。
- ・ 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制とし、各事業者の役割・連携が分かるもの。
- ・ 補助事業が円滑に遂行可能な体制であることが説明できるものとしてください。

(様式第2)(補助事業分類A・B・C)(共同申請の場合は、申請者ごとに作成)

2022(令和4)年XX月XX日

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

補助事業概要説明書

補助事業の名称: _____

(共同申請の場合)

代表申請者の法人名: _____

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の実施場所等

(イ) 設備投資の実施場所

施設の名称	
施設の所在地(住所)	県 市 町●番●号
施設の所有状況 (該当をチェック)	【土地】 <input type="checkbox"/> 自社またはグループ会社所有・ <input type="checkbox"/> 他者所有 【建物】 <input type="checkbox"/> 自社またはグループ会社所有・ <input type="checkbox"/> 他者所有

※複数拠点で設備投資を行う場合は、表を追加して記載

(ロ) 研究開発投資の実施場所

施設の名称	
施設の所在地(住所)	県 市 町●番●号
施設の所有状況 (該当をチェック)	【土地】 <input type="checkbox"/> 自社またはグループ会社所有・ <input type="checkbox"/> 他者所有 【建物】 <input type="checkbox"/> 自社またはグループ会社所有・ <input type="checkbox"/> 他者所有

※複数拠点で研究開発投資を行う場合は、表を追加して記載

(2) 補助事業の収支予算（共同申請の場合は、申請者個別の予算）

(イ) 収入

項目	金額
自己資金	円
起債又は借入金（注1）	円
その他	円
蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・ 開発促進事業費補助金	円
上記以外の補助金（注2）	円
合計	円

（注1）起債又は借入金を利用する場合は、相談している金融機関名等を含め、その検討状況の概略を以下に記載すること。

--

（注2）「蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金」以外を検討している場合には、以下に助成者、制度名、助成内容等を記載すること。

--

(ロ) 支出

	補助事業に 要する経費	補助対象経費
設備投資	円	円
研究開発投資	円	円
合計	円	円

(3) 補助事業の投資内訳

※別添「投資内訳」(Excel)に記載

(4) 委託費・共同研究費が研究開発投資の補助対象経費の50%を超える場合、その理由

(5) その他確認事項 ※設備投資を行わない申請者は除く

- 補助対象設備の配置概略図(建屋が専用でない場合、補助事業に使用する区域を併せて表示)
- 図については別添ファイルとして提出も可

2. 申請担当者連絡先

氏名:

部署名:

TEL:

E-mail:

3. その他添付書類

補助事業者の概要

- ・履歴事項全部証明書(写しで可)
- ・会社案内パンフレット等
- ・決算報告書(単体/連結)(直近3年分)

リース契約の概要 ※リースを行わない申請者は除く

- ・リース契約書(案)
- ・リース料金計算書(案)

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

補助事業の詳細

補助事業の名称: _____

1. 補助事業による生産品の用途(申請するものにチェック)

- 乗用自動車(軽自動車を除く)用 車載用(駆動用)蓄電池
- 軽自動車/重量車用 車載用(駆動用)蓄電池
- 定置用蓄電池

2. 設備投資の内容

(1) 乗用自動車(軽自動車を除く)用 車載用(駆動用)蓄電池

(イ) 設備投資の内容

(ロ) 補助事業による生産品の名称

(ハ) 補助事業による生産品の先進性(①または②のいずれかに記載)

① 生産する蓄電池セルの形状・性能等

外装形状	体積エネルギー密度	正極ニッケル比率	外装缶の外寸
角型の缶	Wh/L	%	
ラミネート	Wh/L	%	
円筒形の缶	Wh/L		直径 mm×高さ mm

※申請するものに記入

※角型缶・ラミネートの場合、500Wh/L以上かつ正極ニッケル比率5割超であること

※円筒形缶の場合、650Wh/L以上かつ直径21mm×高さ70mmよりいずれも大型であること

② 普及している蓄電池との内部構造の違いおよび技術的優位性

(二) 補助を受けて導入する設備の生産性

生産性の定義は、「償却費+直接労務費+エネルギーコスト」に対する生産物の割合としています。この生産性が、既存の生産ラインより向上していることを、以下の表を使いながら説明ください。

なお、数値については、試算で構いませんが前提を記載ください。

①償却費+②直接労務費+③エネルギーコストの比較表

	①	②	③	合計
比較対象設備				
補助事業で導入する設備				

(ホ) 投資規模

- ・投資する設備の1ライン当たりの生産能力： _____ GWh/年
※1ライン当たりの生産能力が1 GWh/年 以上であること
- ・投資する設備のライン数： _____ ライン
- ・年間の総生産能力 : _____ GWh/年

(ヘ) 設備の転用可能性

- ① 設備投資完了後の技術トレンドの変化への対応
- ② 設備投資完了後のイノベーション・生産性向上への取組
- ③ 定置用蓄電池の生産への転用可能性についての説明

(2) 軽自動車/重量車用 車載用（駆動用）蓄電池

(イ) 設備投資の内容

(ロ) 補助事業による生産品の名称等

(ハ) 補助事業による生産品の先進性 (①～③のいずれかに記載)

① 生産する蓄電池セルの形状・性能等

外装形状	体積エネルギー密度	正極ニッケル比率	外装缶の外寸
角型の缶	Wh/L	%	
ラミネート	Wh/L	%	
円筒形の缶	Wh/L		直径 mm × 高さ mm

※申請するものに記入

※角型缶・ラミネートの場合、500Wh/L 以上かつ正極ニッケル比率5割超であること

※円筒形缶の場合、650Wh/L 以上かつ直径 21mm × 高さ 70mm よりいずれも大型であること

② 普及している蓄電池との内部構造の違いおよび技術的優位性

③ 生産品の最先端性 (要件A技術要件(1)(2)以外の電池を生産する場合)

(二) 補助事業による設備の生産性

生産性の定義は、「償却費+直接労務費+エネルギーコスト」に対する生産物の割合として
しています。この生産性が、既存の生産ラインより向上していることを、以下の表を使い
ながら説明ください。

なお、数値については、試算で構いませんが前提を記載ください。

①償却費+②直接労務費+③エネルギーコストの比較表

	①	②	③	合計
比較対象設備				
補助事業で導入 する設備				

(ホ) 投資規模

・投資する設備の1ライン当たりの生産能力： _____ GWh/年

※1ライン当たりの生産能力が1GWh/年 以上であること

・投資する設備のライン数： _____ ライン

・年間の総生産能力 : _____ GWh/年

(ヘ) 設備の転用可能性

① 設備投資完了後の技術トレンドの変化への対応

② 設備投資完了後のイノベーション・生産性向上への取組

③ 定置用蓄電池の生産への転用方法

(3) 定置用蓄電池

(イ) 設備投資の内容

※投資のポイント、技術的先進性、競争優位性など

(ロ) 補助事業による生産品の名称等

(ハ) 補助事業による生産品の先進性 (①～③のいずれかに記載)

① 生産する蓄電池セルの形状・性能等

外装形状	体積エネルギー密度	正極ニッケル比率	外装缶の外寸		
角型の缶	Wh/L	%			
ラミネート	Wh/L	%			
円筒形の缶	Wh/L		直径	mm×高さ	mm

※申請するものに記入

※角型缶・ラミネートの場合、500Wh/L 以上かつ正極ニッケル比率5割超であること

※円筒形缶の場合、650Wh/L 以上かつ直径 21mm×高さ 70mm よりいずれも大型であること

② 普及している蓄電池との内部構造の違いおよび技術的優位性

③ 生産品の最先端性 (要件A技術要件(1)(2)以外の電池を生産する場合)

(二) 補助事業による設備の生産性

生産性の定義は、「償却費+直接労務費+エネルギーコスト」に対する生産物の割合としてしています。この生産性が、既存の生産ラインより向上していることを、以下の表を使いながら説明ください。

なお、数値については、試算で構いませんが前提を記載ください。

①償却費+②直接労務費+③エネルギーコストの比較表

	①	②	③	合計
比較対象設備				
補助事業で導入する設備				

(木) 投資規模

投資する設備の生産能力： _____ MWh/年

※生産能力が 200MWh/年 以上であること

(へ) 設備の転用可能性

① 設備投資完了後の技術トレンドの変化への対応

② 設備投資完了後のイノベーション・生産性向上への取組

3. 研究開発の内容

(1) 申請する研究開発投資の目的（該当するもの全てにチェック）

- 設備投資補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- 設備投資補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（蓄電池）に関する研究開発投資
- 設備投資補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術・次世代製品のための研究開発投資

(2) 研究開発計画において取り組むべき課題

(3) 研究開発計画において達成すべき目標

(4) 研究開発の方法（導入する機械装置の概要を含む）

(5) 研究開発体制

(6) 研究開発スケジュール

(7) 研究開発で生み出された知財・技術の管理方針及び管理体制

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

補助事業の詳細

補助事業の名称: _____

1. 設備投資の内容

(1) 補助事業による生産品(材料・部材)の名称及び技術先進性を満たす蓄電池の該当するもの
に使用されることについての説明

(2) 設備投資の内容

(3) 補助を受けて導入する設備の生産性

生産性の定義は、「償却費+直接労務費+エネルギーコスト」に対する生産物の割合として
しています。この生産性が、既存の生産ラインより向上していることを、以下の表を使いな
がら説明ください。

なお、数値については、試算で構いませんが前提を記載ください。

①償却費+②直接労務費+③エネルギーコストの比較表

	①	②	③	合計
比較対象設備				
補助事業で導入 する設備				

(4) 投資規模

投資する設備の生産能力(蓄電池相当※): _____ GWh/年

※生産能力が蓄電池1GWh/年 相当以上であること

(5) 設備の転用可能性

(イ) 設備投資完了後の技術トレンドの変化への対応

(ロ) 設備投資完了後のイノベーション・生産性向上への取組

(6) 蓄電池専用品以外のものが生産可能かどうか

はい いいえ

※「はい」の場合

【生産可能な材料・部材の名称】

【蓄電池専用品以外の材料・部材も生産可能な設備投資が必要であることの合理的な理由】

【年間のうち蓄電池専用品の生産に設備を供する時間の割合の見込み】

2. 研究開発投資の内容

(1) 申請する研究開発投資の目的（該当するもの全てにチェック）

- 設備投資補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- 設備投資補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（材料・部材）に関する研究開発投資
- 設備投資補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術・次世代製品のための研究開発投資

(2) 研究開発計画において取り組むべき課題

(3) 研究開発計画において達成すべき目標

(4) 研究開発の方法（導入する機械装置の概要を含む）

(5) 研究開発体制

(6) 研究開発スケジュール

(7) 研究開発で生み出された知財・技術の管理体制

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

補助事業の詳細

補助事業の名称: _____

1. 設備投資の内容

(1) 設備投資の内容および先進性

(2) 投資規模

廃電池換算での処理量: _____ トン/年

※廃電池(パック)換算での処理量が1,000 トン/年 以上であること

※車載用/ 定置用の廃リチウムイオン電池の処理が可能な設備であること

(3) 設備の転用可能性

(イ) 設備投資完了後の技術トレンドの変化への対応

(ロ) 設備投資完了後のイノベーション・生産性向上への取組

2. 研究開発投資の内容

(1) 申請する研究開発投資の目的(該当するもの全てにチェック)

- 設備投資補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- 設備投資補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物(リサイクルによって生み出される材料)に関する研究開発投資
- 設備投資補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術・次世代製品のための開発投資

(2) 研究開発計画において取り組むべき課題

- (3) 研究開発計画において達成すべき目標

- (4) 研究開発の方法（導入する機械装置の概要を含む）

- (5) 研究開発体制

- (6) 研究開発スケジュール

- (7) 研究開発で生み出された知財・技術の管理体制

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

国内サプライチェーン強靱化への寄与

補助事業の名称: _____

※共同申請の場合、本補助事業でサプライチェーンのマネジメントを統括する事業者が記載すること

1. サプライチェーン途絶リスクへの対処方針 (供給途絶への対応等)

(1) 主要部材、特定国依存度が高い部素材、調達先切り替え可能性の低い部素材

部材・材料名	特定国依存	調達先切り替えの 困難度	想定サプライチェーン	
			竣工後1年目	竣工後5年目
〇〇	高 (A国●%)	低		
〇〇	低	低		

(2) 今回の投資で生産対象とする物資と同じ物資を生産する国内外拠点

※様式第2の補助事業実施場所と同じ拠点である場合は、それが分かるように記載すること
(事業者名、拠点名(施設名)、所在地)

(3) サプライチェーン途絶リスクに対するマネジメントの基本方針

(4) 蓄電池サプライチェーンの途絶リスク分析と対応策

【短期的な取組】

途絶リスクが懸念 される部材・材料	途絶要因	途絶リスクへの取組	取組時期
●●		●●	●●
●●		●●	●●
●●		●●	●●

【長期的な取組】

途絶リスクが懸念 される部材・材料	途絶要因	途絶リスクへの取組	検討開始 時期

●●		●●	●●
●●		●●	●●
●●		●●	●●

【取組が難しいリスク】

途絶リスクが懸念される部材・材料	途絶要因	取組が難しい要因
●●		●●
●●		●●
●●		●●

※短期的な取組としては、操業開始前後までに実施できるような内容を、長期的な取組としては数年以上を要するような内容を想定しています。補足等あれば表下部に記載ください。

※別添ファイルとして提出も可

2. 製造時・廃棄時の温室効果ガス排出量低減への対処方針

(1) 製造時・廃棄時の温室効果ガス（GHG）排出量低減のマネジメント

(2) GHG排出削減への対応策

【生産設備の竣工前もしくは竣工と同時に開始する取組】

GHG排出量の多い工程	GHG排出低減の取組	取組開始時期
●●	●●	●●
●●	●●	●●
●●	●●	●●

【生産設備の竣工後に開始する取組】

GHG排出量の多い工程	GHG排出低減の取組	取組開始時期
●●	●●	●●
●●	●●	●●
●●	●●	●●

※別添ファイルとして提出も可

3. 材料の倫理的調達への対処方針

※（本補助事業に限らず）企業として材料の倫理的調達リスクに関わるマネジメントについて記載（基本方針、実施体制、リスク分析、対応策、情報開示状況など）

4. 蓄電池システムの制御に係るソフトウェアの設計・開発、更新体制

※バッテリーマネジメントシステム（BMS）の組付け工程を含む場合のみ記載すること

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

国内サプライチェーン強靱化への寄与

補助事業の名称: _____

※共同申請の場合、本補助事業でサプライチェーンのマネジメントを統括する事業者が記載すること

1. リサイクル事業の強化に向けた取組方針

(1) リサイクルコスト低減のための方策

(2) より高品質な電池材料にリサイクルするための工夫

2. 製造時・廃棄時の温室効果ガス排出量低減への対処方針

(1) リサイクル時の温室効果ガス(GHG)排出量低減のマネジメント

(2) GHG排出削減への対応策

【生産設備の竣工前もしくは竣工と同時に開始する取組】

GHG排出量の多い工程	GHG排出低減の取組	取組開始時期
●●	●●	●●
●●	●●	●●
●●	●●	●●

【生産設備の竣工後に開始する取組】

GHG排出量の多い工程	GHG排出低減の取組	取組開始時期
●●	●●	●●
●●	●●	●●
●●	●●	●●

※別添ファイルとして提出も可

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

事業戦略及び経済効果等に関する申請事項

補助事業の名称 : _____

1. 今回の補助事業を含めた電池関連事業の事業戦略性

(1) 今後の事業拡大の戦略・グローバルな競争環境変化への対応方針

(2) 生産性のボトルネックとその解消に向けた取組 (計画含む)

※本補助事業における研究開発を除く

(3) 事業性向上やグローバルな競争環境変化への対応に向けた社内他部門、サプライチェーンの上流および下流のプレイヤー との連携の状況 (計画含む)

2. 日本における経済波及効果及び雇用創出効果

2022(令和4)年XX月XX日

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

賃上げ及び取引適正化に関する取組

補助事業の名称: _____

(共同申請の場合)

代表申請者の法人名: _____

(1) 賃上げへの取組み

(イ) 賃金引上げ計画の表明

補助事業完了年度又はその翌年度までに「給与等受給者一人あたりの平均受給額」(中小企業等においては「給与総額」)を令和3年度(又は令和3年)比で3%以上(中小企業等においては「1.5%以上」)増加させることを、交付決定までに従業員又は従業員代表者に対して表明したか、又はする予定があるか。

ただし、令和4年1月以降、上記水準を満たすこととなる賃上げを実施した事業者については、賃上げ表明済みと扱う。

表明済み 予定あり 予定なし

(注)「予定なし」を選択した場合、加点の対象とはならない。

(ロ) 補助事業完了予定日(様式1より転記)

- ・ 設備投資の完了予定日 : 20XX年XX月XX日
- ・ 研究開発投資の完了予定日 : 20XX年XX月XX日

(ハ) 表明できなかった場合の対応

交付決定までに正当な理由(※)なく賃金引上げ計画を表明できなかった場合には、採択の辞退を求められることがあるが、求めに応じ辞退することに同意するか。

※ 天災など事業者が責めを負わない事由がある場合。

同意する 同意しない

(注)「同意しない」を選択した場合、加点の対象とはならない。

(2) パートナーシップ構築宣言への取組

(イ) 「パートナーシップ構築宣言」の実施

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(※)における宣言の公表

※ポータルサイト：<https://www.biz-partnership.jp/>

あり なし

(ロ) 「パートナーシップ構築宣言」の公表先

上記ポータルサイト内の公表先URLを記載するとともに、公表済みの「宣言」を別添ファイルにて提出すること。

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

誓約書提出要件に該当しません。(※該当しない場合はチェックを入れて提出)

補助事業に関する設備のサイバーセキュリティに関する誓約書

補助金を受給して導入する生産設備またはリサイクル用設備の操業開始までの間に、設備に関するサイバーセキュリティを確保するために、以下の点について、対応を行うことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. サイバーセキュリティに関する平常時及び非常時の責任体制及び関係者の役割分担を明確にすること。
2. 設備投資支援を受け導入する施設(建屋、設備、システム)の運用規程や社内マニュアル等において、サイバーセキュリティに関する事項を定めること。

※誓約の内容について、事後的に対応状況の確認を求める場合があります。

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

誓約書提出要件に該当しません。(※該当しない場合はチェックを入れて提出)

蓄電池システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティに関する誓約書

補助金を受給して導入する生産設備の操業開始までの間に、蓄電池システムの制御に係るソフトウェアに関するサイバーセキュリティを確保するために、以下の点について、対応を行うことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 蓄電池システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティ(他社製のソフトウェア調達や外部委託(プログラムの更新を含む。))がある場合は、不正プログラムが組み込まれる等によりシステムダウン等が引き起こされないことを含む。)の脆弱性の評価を行い、適切な対策を講じること。
2. 製造した蓄電池システムの納入先(導入者又は蓄電池を別製品に組み込む製造事業者(自社内の別部門を含む。))が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。
3. 申請者(蓄電池システムの制御に係るソフトウェアの製造を行う者。当該ソフトウェアについて、他社製のものの調達や外部委託(プログラムの更新を含む。))がある場合は、当該ソフトウェアの調達先又は外部委託先を含む。)について、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないことその他の開発供給の適切性が確保されていることを確認することができる者であること。

※国際的に受け入れられた基準とは、国連決議や国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約等。

※その他の開発供給の適切性とは、開発供給を行う事業者の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること、外国の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けるものでないこと等。

※誓約の内容について、事後的に対応状況の確認を求める場合があります。

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

暴力団排除に関する誓約書

蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業の応募に当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの(以下「暴力団員等」という。)のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

事前着手承認申請書

蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業について、以下のとおり、事前着手の承認を求めます。

1. 補助事業の名称

2. 事前着手の内容

3. 事前着手承認の申請理由

4. 希望する事前着手開始日 (2021年12月21日以降)

20XX年XX月XX日

(注) 本様式は、応募申請書と一緒に提出する必要があります。

<提出書類等チェックシート>

申請者名： _____

※提出漏れがないかチェックを入れ、確認してください。

	提出書類	確認欄 (チェック)	
		提出 確認	非該当
申請書	様式第1 蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業の応募について	<input type="checkbox"/>	
	様式第2 補助事業概要説明書（共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	
	様式第3 補助事業の詳細（申請する事業分類のもの）	<input type="checkbox"/>	
	様式第4 国内サプライチェーン強靱化への寄与（申請する事業分類のもの）	<input type="checkbox"/>	
	様式第5 事業戦略及び経済効果等に関する申請事項	<input type="checkbox"/>	
	様式第6 賃上げ及び取引適正化に関する取組	<input type="checkbox"/>	
	様式第7 補助事業に関する設備のサイバーセキュリティに関する誓約書 （共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	
	様式第8 蓄電池システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティに関する誓約書 （事業分類Aのみ提出。共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	様式第9 暴力団排除に関する誓約書（共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	
	様式第10 事前着手承認申請書（事前着手を希望する場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	別添1 投資内訳（Excel）（共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	
	別添2 補助金算定（Excel）	<input type="checkbox"/>	
様式第2の補足資料	補助対象設備の配置概略図（添付する場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	履歴事項全部証明書（写しで可。共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	
	会社案内パンフレット等（共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	
	直近3年分の決算報告書（単体／連結）（共同申請の場合は全事業者分）	<input type="checkbox"/>	
	リース契約書(案)、リース料金計算書(案)等（リースの場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類の 確認	電子データのファイル種類、ファイル名付与ルール等が、<提出書類のとりまとめ方法>の通りになされていることを確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済
	以下の【送付の際の留意点】を再度確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済

※ 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

【提出の際の留意点】

- ※ 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ※ 提出書類の返却はいたしませんので、必ず、原本の控えを保持してください。
- ※ 申請書の作成にあたっては、金額・日付等の数値や名称に申請書内での不整合がないか確認してください。

<提出書類のとりまとめ方法> 【重要】

●補助金申請システム「jGrants」への書類提出方法

(1) 申請フォームへの入力について

jGrants 上の申請フォームでは、以下の通り各フォームへの記入・提出を行ってください。

○事業者基本情報

基本的には G ビズ ID 等の事業者情報が自動入力されていますが、空欄があれば記入してください。

○申請担当者の連絡先

基本的には G ビズ ID アカウント利用者情報が自動入力されていますが、様式記載の内容に合わせ、必要に応じて修正してください。

○事業基本情報

事業の名称やスケジュール等の入力が必要となっているため、様式第 1 および様式第 2 の内容に沿って記入してください。

○申請様式等アップロード

当フォームでの申請書の様式提出は、所定のファイル形式、ファイル名にて提出してください。(詳しくは、以下「(2) 提出書類のとりまとめ方法について」をご参照ください。)

(2) 提出書類のとりまとめ方法について

下表の通り、提出ファイル名を指定のものへと変更の上、申請フォームへ添付し提出してください。

jGrants 上では、1つの申請フォームには、1ファイルしか添付できません。また、16MB を超える容量のファイルを1つの申請フォームに添付いただくことはできません。そのため、提出の際には、1つの zip ファイルの容量が 16MB 以内になるように、複数ファイルを1つの zip ファイルとして適宜まとめ(どのファイルをどのようにまとめるかは任意)、zip ファイルの個数に応じて必要な数の申請フォームを用いて、1つの申請フォームに1つの zip ファイルを添付し、提出してください。なお、jGrants 上には 10 個の申請フォームを用意しておりますので、合計のファイル容量は最大 160MB までとなります。

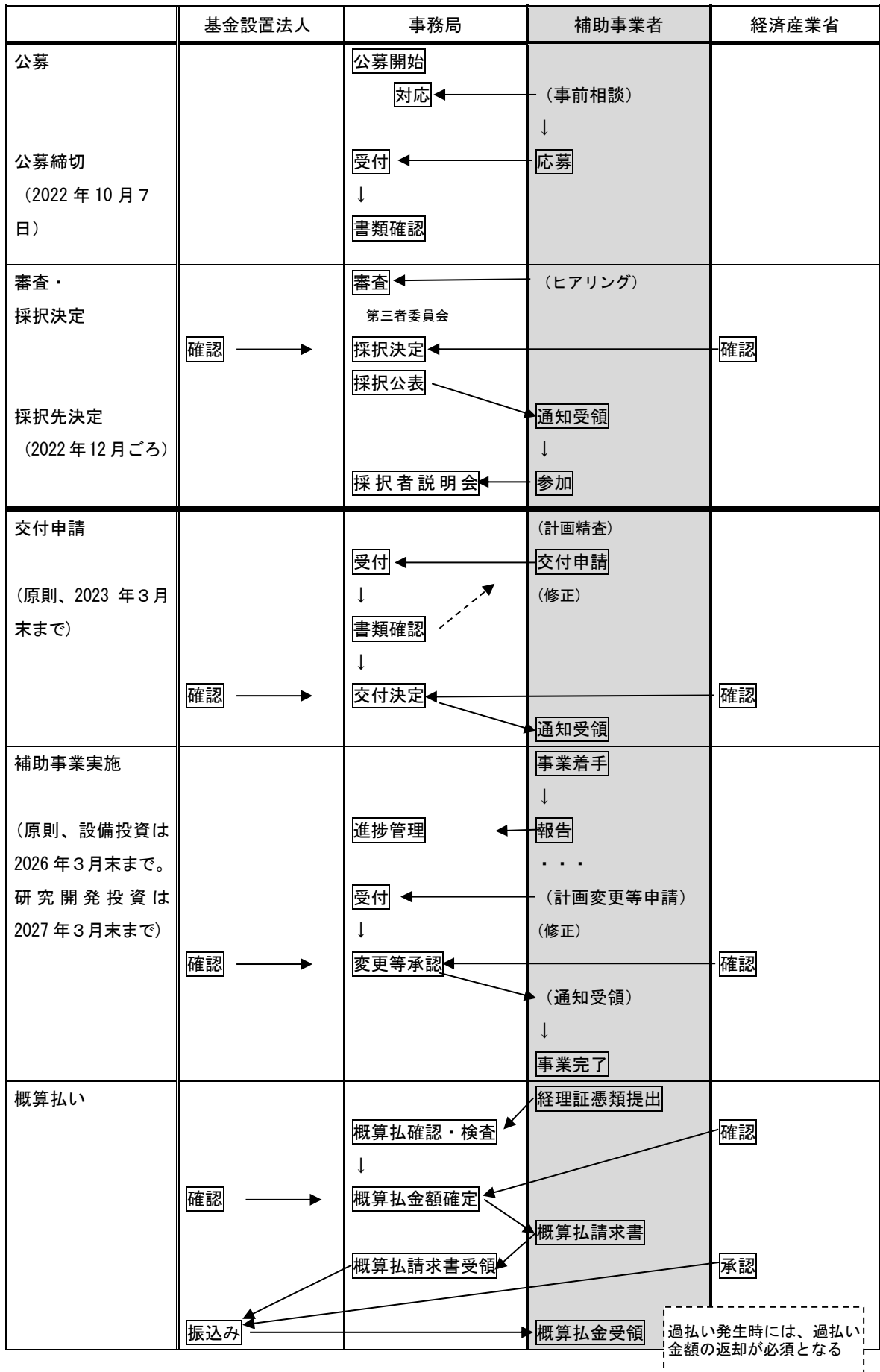
申請様式等アップロード (「提出書類 1」～「提出書類 10」のフォームを、zip ファイルの個数に応じて必要な分だけ利用し提出) ^

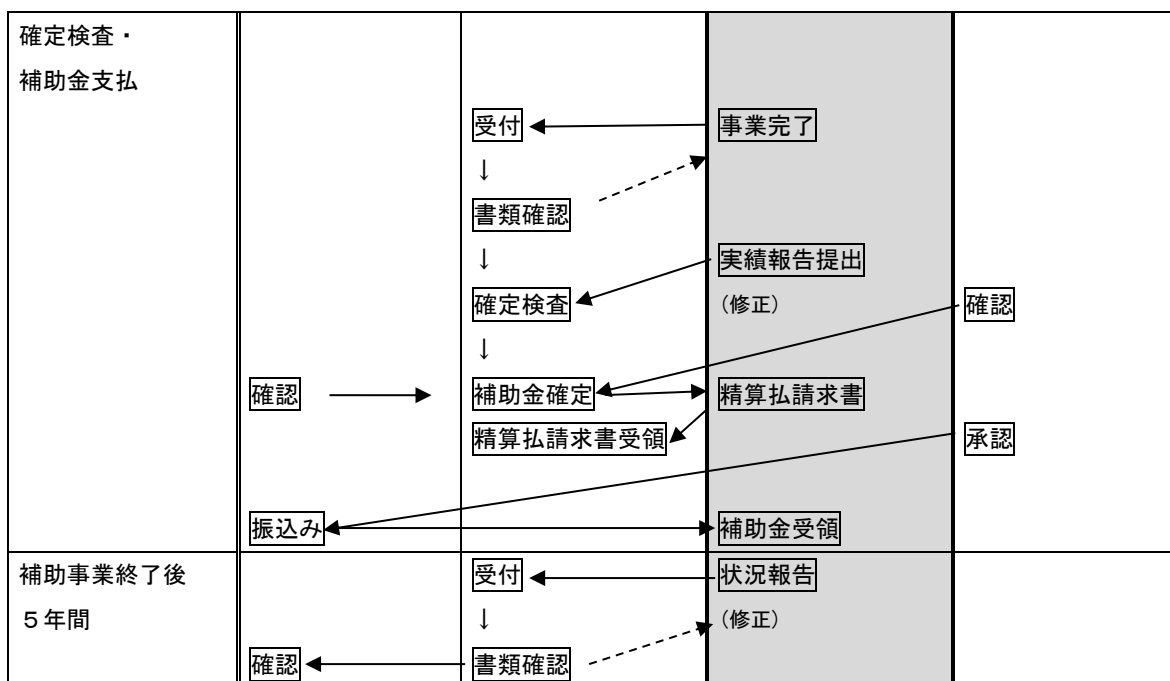


(どのファイルをどのようにまとめるかは任意)

提出ファイル名 ファイル名は、 ファイル番号「事業者名（略称可）」資料名 としてください	提出書類及び注意点	ファイル 形式
01_「〇×社」様式第1.pdf	様式第1を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 ファイル名は代表申請者の事業者名 と してください。）	PDF
02_「〇×社」様式第2.pdf	様式第2を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 事業者毎にファイルを分け、ファイル 名はそれぞれの事業者名 と してください。）	PDF
02 添付_「〇×社」履歴事項全部証明書.pdf 02 添付_「〇×社」会社案内パンフレット.pdf 等	様式第2 3. の添付書類（履歴事項全部証明書、会社案内 パンフレット等、決算報告書、リース契約書、リース料金計 算書等）を提出してください。 （共同申請の場合は、 事業者毎にファイルを分け、ファイル 名はそれぞれの事業者名 と してください。）	PDF
03_「〇×社」様式第3-A.pdf	様式第3（-A, -B, -C）を1つのPDFで作成してくだ さい。 （共同申請の場合は、 ファイル名は代表申請者の事業者名 と してください。）	PDF
04_「〇×社」様式第4-AB.pdf	様式第4（-AB, -C）を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 ファイル名は代表申請者の事業者名 と してください。）	PDF
05_「〇×社」様式第5.pdf	様式第5を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 ファイル名は代表申請者の事業者名 と してください。）	PDF
06_「〇×社」様式第6.pdf	様式第6を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 事業者毎にファイルを分け、ファイル 名はそれぞれの事業者名 と してください。）	PDF
07_「〇×社」様式第7.pdf	様式第7を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 事業者毎にファイルを分け、ファイル 名はそれぞれの事業者名 と してください。）	PDF
08_「〇×社」様式第8.pdf	様式第8を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 事業者毎にファイルを分け、ファイル 名はそれぞれの事業者名 と してください。）	PDF
09_「〇×社」様式第9.pdf	様式第9を1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 事業者毎にファイルを分け、ファイル 名はそれぞれの事業者名 と してください。）	PDF
10_「〇×社」様式第10.pdf	※該当する場合のみ 事前着手を希望する場合は、事前着手のための承認申請書を 代表申請者の事業者名でPDFを作成し、提出してください。	PDF
11_「〇×社」投資内訳.xlsx	様式第2 1. (3) 別添書類の「投資内訳」をExcelで作成 してください。 （共同申請の場合は、 事業者毎にファイルを分け、ファイル 名はそれぞれの事業者名 と してください。）	Excel
12_「〇×社」補助金算定.xlsx	様式第2 1. (3) 別添書類の「補助金算定」をExcelで作 成してください。 （共同申請の場合は、 ファイル名は代表申請者の事業者名 と してください。）	Excel
21_「〇×社」提出書類等チェックシート.pdf	提出書類チェックシートを1つのPDFで作成してください。 （共同申請の場合は、 ファイル名は代表申請者の事業者名 と してください。）	PDF
03 添付_「〇×社」△△に関する補足資料.pdf 04 添付_「〇×社」□□計算資料.xlsx 等	※該当する場合のみ 様式第3～10において、添付／補足説明資料がある場合に は、提出してください。尚、ご提出の際には、 どの書類がど の様式に対応したものがわかるように、ファイル名の冒頭 を「(対応する様式のファイル番号)」＋「添付」としてご提 出ください。	PDF、Excel 等

本補助事業全体の流れ（概要）





() は、事業者の状況に応じて発生するプロセスで、必ず発生する事項ではありません。

※事業完了とは、設備投資及び研究開発投資における補助対象経費すべての検収および支払いの完了を指す

お問い合わせ先

問い合わせの内容に応じて、下記までご連絡ください。なお、問合せ方法は電子メールのみの受付となります。

(内容に応じた問い合わせ先)

問い合わせ内容	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申請にかかる事前相談について ・ 説明会について ・ 補助対象経費について ・ 応募申請書の全般的な記載方法について ・ その他本事業全般について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局

(連絡先一覧)

	連絡先
事務局	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部 サステナビリティ事業コンサルティング 部内 蓄電池 先端生産技術導入・開発促進事業事務局 MAIL : meti-batt-koubo2@nri.co.jp HP : https://www.nri.com/jp/service/mcs/koubo/storage_battery_2022_2
経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 蓄電池補助金担当 MAIL : battery-grants@meti.go.jp HP : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/battery/battery-grants.html

修正履歴

2022年8月24日(水)の公募開始以降で、公募要領・様式について大きな修正があった場合は、ファイル名末尾に_ver.○をつけて差替えを行っております。修正内容の詳細については、以下修正表をご確認ください。

Ver.	修正日	修正内容
-	8月24日	- (公募開始)